

それが、まちづくり全体から見る「ユニバーサルデザインによるまちづくり」に求められるポイントであり、様々な切り口から検証したことによって見えてきたものである。

2. ユニバーサルデザインによるまちづくりに必要なもの

具体的に「ユニバーサルデザインによるまちづくり」を進めていくためには、どのような取り組みを行えばいいのか。以下ではこれまでに見えてきた課題等から、ポイントをしばって提言していきたい。

①ハード整備に欠けていた視点

定められた「基準」で整備するのではなく、その基準の目的を理解し、利用者の使用を念頭に整備を進めること。

身体特性を正しく理解するためのリサーチの重要性を認識し、施設整備を進めること。

一つには、まちづくりを進めていく上で、利用者の立場に立った整備が求められると提案した。

しかし現状では、その視点が欠けていたり、誤りがあったりすることが指摘される。実際、大阪府内市町村の庁舎を見て歩くと、まだまだ不備な点が多い（ケース1）。また、利用者の視点に立った整備をしているつもりでも、その手法によっては大きな間違いを起こすことになる（ケース2）。これらの誤りを繰り返さないことこそ、ユニバーサルな視点でのハード整備であると言える。

ハード整備の方向を「基準」に求めないことであると確認したい。

「基準」として示されたものは、当然その遵守が求められるが、それ自体が目的化し、なぜそのことが必要なのかを考慮していないようなハード整備になっている。ケース1で取り上げた例は、まさにこのパターンに該当する。基準を基準として認識し、その目的を理解した上で、どのようなハード整備を行うかを図面に表現することが施設整備担当者に求められるのである。

（ケース1）

「大阪府福祉のまちづくり条例」では、誘導ブロックは「受付又は案内板まで色調及び明度差のあるものを敷設するもの」となっている。ほとんどの庁舎でそれは守られていたが、案内板に点字や音声案内がされていない。

スロープは「表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げたもの」となっている。しかし、凹凸の激しいノンスリップタイルで仕上げら

れている庁舎があり、車椅子利用者にとって負担となっている。これらの例からも基準のみに満足し、いかに利用者の立場を考慮していかかが伺える。

また、ケース2は、不備が明らかになってからでは変更ができない典型的なパターンである。施設整備担当者にとっても、利用者の立場になって造ろうという思いがあるにもかかわらず、その方向が違うために結果が伴わず、せっかくの苦労が水の泡となって、そのモチベーションも低下するだろう。

(ケース2)

A自治体の庁舎のユニバーサルデザイン化へ向けた一部改修作業において、『多目的トイレ』の整備が含まれていた。

整備を行うにあたり、「基本的なバリアフリー＝福祉のまちづくり条例基準」＋「基準以上のきめこまやかな整備＝障害者の意見を取り入れ」を行うこととなった。結果としては、障害者の意見ではなく、携わる人ということで、養護学校の職員の方の意見が設計に反映されていた。しかし整備されたトイレは「介助が必要な障害児用トイレ（障害児の介助者が、介助しやすいトイレ）」となっていた。言い換えれば、自走式車いす利用の脊髄損傷者等といった方々は利用できないものとなっていた。

障害者と話したことがない人やどのような障害があるのか、またはその特性等々、なかなか知る術のない人が多数であると思われる。そのような状況の中で「1人の障害者」の意見はとても重要なものである。

しかし「1人の障害者」は総ての障害者のことを知っているわけではない。それを「総ての障害者の意見」と錯覚して設計してしまうのは、結果として、より多くの人が利用しにくいトイレになってしまう。

まず施設整備担当者は、施設の主たる利用者が誰であることを念頭に置いて整備を進める必要がある。その上で、身体特性に対する基本的な認識を高めるべきである。身体特性については、専門研究機関以外にも、現場で活動するOT（作業療法士）やPT（理学療法士）、福祉分野で活躍するNPOなどを含む住民団体からも、十分リサーチすることができる。また、一人でも多くの人の声に耳を傾けることも大切である。

つまり、この施設は誰がどのように利用するのかを把握し、誰に意見を求めるかを常に意識する必要がある。



鷹巣町の「ケアタウン鷹巣」は施設整備を進めるにあたって、住民参画を進めた。手すりの位置も、町民と町職員が議論を尽くし、最終的には通常より少し低い位置につけることになった。

現在、利用者からも好評である。

②住民参画のまちづくりの推進

ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進のためには住民とともに「気づき」、住民との「信頼関係」をもとに「作り上げていく」作業＝住民参画のまちづくりを進める必要がある。

私たちは、ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する研究活動として「さりげなく、だれにでもやさしい」を実現するための方策を検討する中で、住民参画のまちづくりがそのキーであることに気づいた。

なぜなら、バリアフリーへの取り組みの中で、一部に批判される「ある人にとってのバリアフリーがある人のバリアになっている」という現実を打破することを目的に「ユニバーサルデザインによるまちづくり」を追求しても、それほど意味がない。検討を進めれば進めるほど、ユニバーサルすなわち全ての人の満足を100%満たすことは不可能であることが分かってきたからである。

まちづくりにおける「この部分をこう配慮すれば、喜びが増える」という「気づき」、すなわち、ある部分に配慮することでより多くの人の利便性が高まるという視点が「ユニバーサルな視点」である。その「気づき」を、これからは自治体だけでやるのではなく、住民とともにやっというスタンスが重要である。1人の「気づき」より、10人の「気づき」というように、多くの「気づき」をまちづくりに取り込むことのできる自治体を目指すべきである。

この住民との「気づき」の仕組みづくりこそが、「住民参画のまちづくり」であり、「ユニバーサルデザインによるまちづくり」への一歩である。

住民とともに議論することで、「気づき」が増えるだけでなく、住民の「納得」を生み、「納得」は住民の「協力」へと発展していくだろう。

秋田県鷹巣町は住民参画のまちづくりの推進自治体として、全国から注目されている。

鷹巣町の住民参画のまちづくり

鷹巣町は住民参画のまちづくりを住民の自主活動を基本とする「ワーキンググループ」で実現している。

(1) ワーキンググループの設置

ワーキンググループの募集について述べる前に、鷹巣町のまちづくりの土壌を紹介しなければ、その成功は理解できないので以下にその整理をする。現岩川町長が、6期24年の長期の町政に代わり1991年に町長に就任してすぐに、福祉のまちづくりを町政の中心に据えろとの方針を出し、その手法をデンマークに求め、デンマーク視察を行ったことから始まった。

デンマーク視察は行政のみでなく、1995年度からは住民の参加も求めて行われるようになった。(住民は、半額自己負担(20万円)で参加)

1999年度までに延べ200人以上の住民が公募で訪れた。この公募で訪れた住民は、福祉について根本的な意識改革が図られ、その内の多くがワーキンググループの活動につながっている。

デンマークから学んだ福祉の精神は、一人ひとりの人格を大切にする進め方であると言える。

この働きかけの中、ワーキンググループは発足した。

1992年4月に設置された「福祉のまちづくり懇話会」の提言により、住民参画のまちづくりの手法としてワーキンググループが設置されることになる。

「福祉のまちづくり懇話会」で福祉のまちづくりを進めるにあたって町民に意見を聞いてみると、施設が足りない、歩道の段差があるため車椅子で町が歩けない、ホームヘルパーの数が少ないなど多くの課題が出た。

そこで、現在どのような問題があるのか、なにをすればいいのかということ、行政と一緒に問題の解決に取り組む住民組織が設けられた。それが「ワーキンググループ」である。

(2) ワーキンググループの活動

ワーキンググループはテーマ型で、分野ごとに個々のテーマを決めて行われており、ボランティアで、出入り自由な活動が行われている。

このワーキンググループは、住民が運営を含めて主体的に取り組むボランティア組織であり、要望型でない自分たちのまちについて自分たちで考えるというスタンスで取り組まれている。

自治体からは事業提案のみで、ワーキンググループへは素案を示さず、フリーな形での議論から案を作り上げていく手法を採っており、それがモチベーションを高く維持している要因にもなっている。さらに、自治体はオブザーバー的な役割で財政支援は全く行っておらず、ワーキンググループから依頼のある資料・情報などは可能な限り提供する関係を保っている。

ワーキンググループからの提案は、「すぐできること・工夫すればできる

こと・予算化しなければならないこと」に区分して、それは自治体側でも検討されることになる。

(3) ワーキンググループの成果

広報紙による募集当初から、ワーキンググループへの応募が60人程度あり、現在では、福祉型の「ワーキンググループ10」に加え、その他の分野（住宅建て替え、商店街活性化、ごみ問題など）に広がりを見せており、住民参画のまちづくりの成功例として、全国に知れ渡っている。（年間視察は4500件を越し、視察日を限定して受け入れている。）

ワーキンググループがすでに、10年というキャリアを積み、実績をあげている今も活発に活動している。これは自治体が提言を真摯に受け止めるからに他ならない。

自治会等の地域組織はあるが、ワーキンググループの活動に刺激を受けて、自治会組織も変革の時期に来ている。今後は地域のことを議論する場としてモデル地区を指定し、要望型の流れを完全に断ち切りたいと考えているようである。

(4) ワーキンググループから誕生した施策

ワーキンググループ活動を踏まえた町の取り組みの成果として次の施策が掲げられている。

・ホームヘルパーの増員

ホームヘルパー7人（1991年）から50人（1996年）へ増員された。このヘルパー確保で、毎日の派遣に加え、一日複数回の巡回が可能になり、24時間ホープヘルプサービスが実現している。

・デイサービスセンターの建設

・町の福祉拠点となる在宅複合型施設「ケアタウンたかのす」のオープン

・介護保険と健康に関する相談窓口「げんきワールド」の開設

・町内各施設に身体障害者用トイレの設置

・ベッド、車椅子、リフター等の購入、貸出

・町内7小学校区に、デイサービスを行う施設「サテライトステーション」を整備

計画7地区のうちすでに4地区に施設が完成している。

・空き店舗を活用しての「訪問看護ステーション」の開設

・痴呆高齢者のためのグループホーム「居宅生活支援の家」の開設

鷹巣町のまちづくりは、ワーキンググループの誕生に合わせ、この10年で大きく変わっている。これまで住民参画のまちづくりを経験していなかったこの町が、今ではどの分野の事業を進める時でも、住民の参画をなくしては考えられないようになってきている。役場内には、住民の参画を考えずに実施してはいけないという認識が常識化していると言っている。また、多くの行政機関で実

施されているような「たたき台」という名の自治体内部での検討結果を提示するやり方を取らずに、検討の最初の段階から住民の間でフリーな議論を深めて進んでいくやり方を選択している。

これには、当初住民側にも自治体職員側にも戸惑いが見られたようだが、共同作業を積み重ねてきた結果、現在は十分に浸透している。

今では、住民の参画は「要望型」ではなく「提案型」であり、これに対し、自治体は「実施できることはする」という信頼関係で結びついている。

このように住民と自治体との信頼関係が構築されている例は、鷹巣町以外にもある。

B自治体では、コンサルタントが専門的立場から構想策定等に関してアドバイスを行うとともに、自治体が「まちづくり総合相談」を初動期に行う関連各部局の職員で構成する「まちづくり支援チーム」を組織し、地元の要請に応じて担当課の職員を派遣するなどしている。

「ユニバーサルデザインによるまちづくり」という利用者の「気づき」を住民とともに見つけていく仕組みと、それを住民とともに解決していく「信頼関係」の構築こそ、住民参画のまちづくりにほかならない。

③「情報」の共有

- ・住民と自治体の情報共有
 - ・自治体内部の情報共有
 - ・自治体間の情報共有
- これらを積極的に進めることも、ユニバーサルデザインによるまちづくりのための重要な要素である。

②で触れたように、自治体と住民が真のパートナーとしてまちづくりを進めるためにも、情報の共有を積極的に進めなければならない。

前章の「情報」で広報紙の切り口から情報の双方向性の重要性について述べているが、住民の参画を進めるためには、もう一度「情報発信」について検討する必要がある。

今、「情報」は、「請求」に対して「公開」していくことがどの自治体でも当たり前のことになっている。これは、大阪府内市町村全てに「情報公開条例」が制定されていることがそれを示している。また、自治体の説明責任を意識する自治体も増えており、行政評価やバランスシート作成など、その説明手法

の研究・実施も進んでいるところである。

住民が自治体に参画しようとし、またそれを自治体が求める時、住民と自治体とが同じ土俵上に立つための前提条件が「情報」である。

自治体が持っている膨大なまちづくりに関する情報を共有することなく、住民の参画はあり得ない。そこで、情報を共有するためには、これまでのような「情報公開」に留まるのではなく、「情報提供」というスタンスで望む必要がある。「情報提供」とは、自治体の主体的な情報発信をイメージしたものである。

すでに、この動きは各地で見られる。例えば、北海道ニセコ町は、町長自らがホームページ上でスケジュールを公開し、行政情報や町長の考え、町政の意思決定に関わる動きに関する情報を提供している。また、ニセコ町の情報公開条例では、公開請求のあった情報がなければ、可能な限り作成して提供するように定められており、住民のまちづくりへの参画を仕組みとして保証したニセコ町まちづくり基本条例とともに機能している。

また、C自治体では、定例部長会における議論の経過をホームページ上で公開している。部長会とは、市のトップマネジメントを遂行するための情報交換、議論の場である。これも情報提供を積極的に進める証として注目される。

また、ニセコ町やC自治体の例は、住民と自治体の情報共有に留まらないことを示唆している。すでに述べたように、自治体には「情報」があふれ返っているが、職員一人ひとりを見ると、自分の業務以外の「情報」はなかなか入ってこないし、入ってきているものであっても整理・処理できていないのではないだろうか。このような状況が行政機関の悩みとなっている中で、住民への情報提供は自治体内部での情報共有でもあるというニセコ町やC自治体の示唆する点は重要である。

また、ITの推進により、庁内LANを整備して情報を共有する取り組みも進んでいる。岩手県滝沢村では、村長が就任以来職員との対話を欠かさないことが「職員間のまちづくり情報の共有」につながり、さらにその意識が職員間に強まって、情報共有にも弾みがついている。滝沢村は住民満足向上運動を展開し、品質マネジメントシステム構築の先進自治体であり、全国的な注目を集めている。職員にとっては、苦勞して構築したシステムが評価されることが励みとなり、さらなる挑戦を続けている。特に視察は急増しているようであるが、そこでの意見交換や視察先からのメッセージなども庁内LANで情報を共有するという徹底ぶりである。

さらに、この研究活動に参加した私たちメンバーのネットワークでの情報共有の重要性についても強く必要性を実感した。

④「情報」のあり方の再考

意図あるさりげない「情報」発信も、自治体にとっては重要である。

「情報」の共有によるまちづくりの方向性についてはすでに述べたが、自治体が発信する「情報」についてここで再度検討する。

まず、第Ⅲ章で「ユニバーサルな情報」の切り口を広報紙に求め、考察を行った。そこでは、行政情報の双方向性や第三者機関の設置など、住民を視野に入れた情報について問題提起を行った。

ここでは広報紙などの情報媒体を通じて発信する「情報」ではなく、自治体が発信するもう一つの「情報」についてユニバーサルな視点から述べる。

今回調査した大阪府内市町村の庁舎や、駅舎を始めとするサイン（案内板や誘導板）から、自治体が発信する情報にもう一つあることに気がついた。

それは、ハード整備に込められた優しい思いを感じたり、サインに行き届いた配慮がなされていることは、一種のメッセージである。このメッセージも自治体に求められる「ユニバーサルな情報」と言えるのではないか。

具体的には、「入りやすい」と感じさせる庁舎や、迷わずに目的地に誘導する案内板である。単に、庁舎の新しさや利便性、サインの数の多さからのみ感じるものではない。それは、庁舎に入った時に関われる一言であったり、考え尽くされた色合いであったりするかもしれない。

これを、職員が来庁者に対して、意識的に「情報」として発信しようとしていることが重要である。来庁者には「さりげなく」感じていただけるだけでいいのだが、あくまでも、発信する側は、「情報」として、そのスタイルを強烈にアピールしたいとの意図が必要である。

そのインパクトが強かったのは、鷹巣町のケアタウンであった。（施設の概要は視察報告編を参照）

まず、職員は必ず施設利用者（来訪者）に挨拶をする。これが利用者にも広がっていて、私たちが施設を視察している間にもたくさんの人と挨拶を交わし、この施設を身近に感じる事ができた。

さらに、施設内の案内や名称もユニークで、利用者を楽しませる遊び心にあふれていた。

また、「このケアタウンがこれほど素晴らしい施設になったのは、住民参画のおかげです。他県からの就職希望者の多さからわかる。」という案内役の施設職員の言葉が印象的であった。私たちは、元気をいただいたような清々しい気分です施設を後にした。これこそ、意図あるさりげない「情報」発信である。

第Ⅴ章 おわりにあたって

第Ⅳ章で、これからの「ユニバーサルデザインによるまちづくり」を推進するための取り組みの視点を提案した。

以下では、この研究の総括を行う。

当初、「福祉のまちづくり条例」で定められているような段差基準や誘導ブロックに対し、バリアフリーバージョンからユニバーサルデザインバージョンへの進化を提案できないものかと模索した。実際、ユニバーサルデザインの7つの原則をもとに、よりユニバーサルな視点での公共空間整備にアプローチし、モデルの提案にも一部成功した。

しかし、その模索はすぐに限界が来た。ユニバーサル度とバリアフリー度のチェックシートを持って、様々な場所の検証を行ったが、そのチェックシートでは「ユニバーサルデザインによるまちづくり」を考察することはできなかった。

そして、「ユニバーサルデザインの概念」を整理する中で、「ユニバーサルデザインによるまちづくり」は「基準」を構築するものではないという確証をもって、その後の研究を進めることになる。

これまで、自治体は国の示す「基準」をクリアーすることを目標に整備を進めてきた面もある。国からの補助金で進める事業であれば、当然のようにそれをしてきた。しかし、日本中どこでも同じものを整備することで、個性を重視しないまちができあがる危険性も感じていた。

「ユニバーサルデザインによるまちづくり」は「基準」を定めないものであり、個性的なまちづくりにつながるものである。これからは「基準」ではない、モデルの構築は必要なのかもしれない。モデルはモデルであって、決して万能ではないことを念頭に、モデルをわがまち流にアレンジして、わがまちの個性につなげていくことが必要であると強く感じる。

このことは、秋田県鷹巣町の視察報告でも確認したように、住民と自治体とのコミュニケーションが確立されていることから全国にユニークな、そして、個性あるまちづくりに成功している事例からも理解できる。

このような認識で作成した報告書であるので、これを手にとった方は具体的な数値目標（例えば、段差を何ミリにすべきかという基準）が明記されていないことに不満を覚えるかもしれない。しかしその不満こそが、地方分権時代にあって住民の幸せを担う職員にとって、打ち壊さなければならない発想である。地方のことは地方の責任で担っていくのだからこそ、「基準」に沿ったまちづくりではなく、住民とのコミュニケーションを通じ、自ら主体的に考えたまちづくりをしなければならない。

モデルはもちろん、先進事例にも多いに学ぶ必要がある。この研究会でも、

視察に訪れた自治体のほか、文献・資料等から様々なことを学んだ。しかし、先進事例に学んだことをそっくり真似たのでは、その仕組みを根づかせるのは、非常に難しいのではないか。

学ぶべきものは、なぜそれが機能しているのかという考え方であり、その精神であるはずだ。

これからまちづくりを進めていく上で、ぜひ「ユニバーサルデザインによるまちづくり」を意識してもらいたい。

個性的な、そして「さりげなく、だれにでもやさしい」まちを目指して！

指導助言を終えて

わが国において今日まで取り組まれてきた福祉のまちづくりは「障害者」や「高齢者」のために、地域社会で生活していく上で必要な環境を整備していくことを指してきたように思えます。その中で展開されている様々なバリアフリーは多くの分野でそれなりの成果が積み重ねられつつあります。ユニバーサルデザインという言葉で説明される理念は、特定の人たちを守るという視点から全ての人にとって幸せになることが根底にすえられました。しかし現実的にはこれまでのバリアフリーとさして変わりがなかったり、場合によっては言葉を置き換えただけの取り組みもあります。これまでのバリアフリーにおいても車いす使用者を中心とした内容が多かったのですが、諸外国ではすでに、障害者・高齢者に対する環境整備は人間の基本的人権に係わる当然の施策として取り組まれています。また多くの国において法制化する等、ごく自然なかたちで、同じ人間の問題として展開されてきており、「ノーマライゼーション」という言葉がそのまま社会に浸透していく背景がそこに感じられます。

ユニバーサルデザインは当初、アメリカで提唱された段階から、わが国の多くの関係者が受け止め、実践へ向けた取り組みの中で進化しているように思えます。具体的には多くの分野での適用を考慮する際に新たな原則的な考え方や事例が登場していることです。このことからすれば当初の7つの原則で定義されたデザインから発展した新たなデザイン概念を生み出そうとしているのかもしれない。

高齢化社会から本格的な高齢社会、そして新世紀に訪れるであろう超高齢社会を控えて、わが国では住宅や施設等のあり方をはじめ生活環境のあり方が問われています。国をはじめ各地の地方自治体においても地域の課題に対して適切な対応が迫られているのです。ユニバーサルデザインはこのような状況に対する1つの手がかりとして魅力的なキーワードですが、本来的にそれは行政が当然めざすべきテーマであり、デザインそのものも同様に前提とするべき考え方です。しかし、2002年1月24・25日に静岡県で開催されたユニバーサルデザイン全国大会では、全国各地から1000人を超える人たちが集まり、その半数は自治体の関係者でした。ユニバーサルデザインに対する関心の高さを物語っています。

「マッセO S A K A」における本研究はまさに時代のテーマに応える企画でしょう。約1年近い時間をかけた府内の自治体の意欲的な調査研究の成果が本報告書になりました。この調査研究の中で最も時間をかけた課題は①ユニバーサルデザインとは何か、とりわけバリアフリーとどう違うか、②ユニバーサルデザインの事例として何があるのか、③どうすればユニバーサルデザインを

実現できるかという具体的な方法のあり方などです。これらの課題に対して 4 つのグループに分かれ、それぞれのテーマ領域での作業を展開しました。出来るだけ具体的実際的な状況を踏まえて、そこに対応していくユニバーサルデザインのあり方をグループで検討していったわけです。

また、ユニバーサルデザインとしてもものや空間に関する限定することなく、情報やコミュニケーションの領域に対しても検討を行ったことも特徴的なことです。

しかし、研究といっても時間的には 1 年にも及ばないものであり、日常の業務に従事しながらの作業であるなど多くの制約がありました。理想的にはもっと多くの時間をかけ、ユニバーサルデザインとしての検討を多くの関係者と進めるべきであると思います。そのような状況ではありましたが、可能な範囲で本研究に参加したメンバー相互の理解と協力の中で、それぞれの自治体での今後の業務に反映させるべき方向性を確認することは出来たのではないかと思います。

ユニバーサルデザインは一朝一夕に達成できるものではありません。これからも多くの関係者の努力と理解の元にこのテーマは継続的に取り組まれるべきです。その意味で本研究が、より多くの人たちと共有できる第一歩として位置付けられることを期待したいと思います。

田中直人

資料編

- 「ユニバーサルデザイン～超高齢社会に向けたモノづくり～」
ユニバーサルデザイン研究会編 日本工業出版
- 「障害者対策に関する新長期計画」
- 「障害者プランナーノーマライゼーション 7ヵ年戦略ー」
- 「2000年版「障害者白書」」
- 「日経UD」
- 「E&Cプロジェクト編「バリアフリー」の商品開発」日本経済新聞社
- 「視覚障害者の歩行環境改善に関する研究（その1単独歩行者を中心とした視覚障害者の歩行環境）」
伊藤彰人、高橋儀平著 日本建築学会大会学術講演梗概集
- 「ユニバーサルデザインを活かした建築設計」
静岡県都市住宅部・公共建築におけるユニバーサルデザイン研究会
- 「サイン環境のユニバーサルデザイン」
田中直人、岩田三千子著
- 「建築設計資料集成10」
日本建築学会編
- 「視覚障害者誘導ブロックに関する敷設者と利用者の意識からみた現状と課題」
田中直人、岩田三千子著 日本建築学会計画系論文集
- 月刊「広報」2001年2月号から12月号 ぎょうせい
- 「自治体の広報情報システムの調査報告書」（平成10年3月）
財団法人 関西情報センター発行
- 「自治体の広報情報システムの調査報告書」（平成11年3月）
財団法人 関西情報センター発行

チェックシート

市役所～最寄駅までのルートにおける現況調査

(1/2)

	調査項目				備 考
1	駅周辺の情報	無	有		
	音声・触知板	無	有		
	有効性	無	有		
	案内板への誘導	無	有		
2	誘導ブロック	無	有		
	有効性（計画性）	無	有		
	連続性	無	有		
	コントラスト	無	有	ブロック色（ ） 背景色（ ）	
	PRシート	無	有		
3	手すり				
	有効性	無	有	材質（ ）	
	連続性	無	有		
	2段手すり	無	有		
	点字				
4	階段	無	有		
	ノンスリップ	無	有		
	手すり	無	有		
5	歩道				
	幅員（有効）			m	
	最高			m	
	最低			m	
	平均			m	
	歩道面の凹凸	無	有		
	縦横断勾配	無	有	（ ） %	
	段差	無	有		
	2 cm超	無	有		
	マンホールふたの段差	無	有		
	舗装(すべりにくさ)	無	有	材質（ ）	
	防護柵	無	有		
	障害物	無	有		
6	交差点				
	信号	無	有		
	音声	無	有		
7	バス停	無	有		
	低床バス	無	有		
	超低床リフトつきバス	無	有		
	屋根	無	有		
	運行状況表示つき案内版	無	有		
8	駅舎				
	エレベーター	無	有		
	音声案内	無	有		
	扉等の色	無	有		
	エスカレーター上下	無	有		
	音声案内	無	有	上り・下り、マナー	

(2/2)

	調査項目				備考
9	自転車通行帯	無	有	幅員 () m ~ () m	
	障害物	無	有	障害となるもの ()	
10	植栽	無	有	高さ (~) m、枝径 () m	
	障害物	無	有	通行の障害 ()	
	癒し・調和	無	有		
11	ベンチ	無	有	材質・利用のし易さ ()	
	清潔	無	有		
	利用しやすさ	無	有		
	ゴミ箱	無	有		
	灰皿	無	有		
12	公衆便所	無	有	清潔さ・場所	
13	多目的トイレ	無	有	清潔さ・場所	
	ベビーシート	無	有	清潔さ・場所	
	ベビールーム	無	有	清潔さ・場所	
14	駅⇄庁舎サイン	無	有	見易さ・場所	
	サイン計画	無	良	わかりやすさ ()	
15	駅⇄庁舎標識	無	有	見易さ ()	
	標識計画	無	良	わかりやすさ ()	
16	駅⇄庁舎歩車共存	共存	分離		
	危険の有無	無	有		
17	スロープ	無	有	勾配 ()	
	手すり	無	有		
18	オブジェ等（楽しませる）	無	有		
19	公衆TEL	無	有		
	高さの低いもの	無	有		
	メモ台	無	有		
	傘、杖立て	無	有		
20	自動販売機	無	有		
	高さの低いもの				
21	夜間				
	足元灯	無	有		
	街灯	無	有		
22	その他	無	有		
	工夫されたもの	無	有		
		無	有		

ユニバーサルデザインの7原則

	調査項目	有無	府条例整備基準	府条例誘導基準	現況	公平	自由	簡単	理解	安全	楽	大きさ	備考
1 駅舎	エレベーター		-	-									
	EVへの(音声)案内		-	-									
	EV等の色		-	-									
	エスカレーター上下		-	-									
	音声案内		-	-	上り・下り、マナー								
2 駅周辺の情報の わかりやすさ	音声触知板図板		-	-									
	触知図板		-	-									
	主要施設へのサイン		-	-									
3 歩道	歩車道分離		マウントアップ・フラット方式	-									
	舗装表面の安全性		平坦滑りにくい水はけ	-									
	排水溝の安全確保		-	杖・キャスター落下防止									
	車止め設置の安全対策		-	要									
	車両出入り口部		-	できるだけ平坦									
	駅⇄庁舎歩車共存		-	-	危険の有無								
	幅員(有効)		90cm	140cm	m ~ m(平均)								
	歩道面の凹凸		-	-									
	縦横断勾配		-	-	(%)								
	段差(2cm超)		-	-	cm ~ cm								
	マンホールのふたの段差		-	-									
	舗装(すべりにくさ)		-	-	材質()								
	防護柵		-	-	高さ m 見とおし								
	障害物		-	-									
	植栽の大きさ		-	-	高さ()m ~ ()m、枝径()m								
	植栽の種類		-	-	落葉樹・常緑樹								
	遮り・調和		-	-									
	自転車通行帯		-	-	幅員()m ~ ()m								
	障害物		-	-	障害となるものがないか()								
	足元灯・街灯		-	-	照明色と誘導ブロックコントラスト								

ユニバーサルデザインの7原則

	調査項目	有無	府条例整備基準	府条例誘導基準	現況	公平	自由	簡単	理解	安全	楽	大きさ	備考
4 公園・休憩 スペース	ベンチ		—	—	材質()								
	清潔さ		—	—									
	利用しやすい		—	—									
	ゴミ箱		—	—									
	灰皿		—	—									
5 階段	階段												
	ノンスリップ付		すべりにくい、つまづきにいい、色	—	見やすさ								
	二段手すり		一段手すり		材質()								
	誘導ブロックと手すり		要(対比)	両側、w=3m以上は中間	点字シール付・連続性なし								
	踊り場		—	1.5m									
6 スロープ	誘導ブロック		要(対比)	黄色									
	立ち上がり		要	—	勾配()								
	踊り場		H=75cm以内ごとにL=1.5m										
	すべりにくい		すべりにくい		仕上げ()								
	二段手すり		一段手すり		材質()								
7 エレベーター	誘導ブロックとスロープ		1/12以下		点字シール付・連続性なし								
	勾配												
	出入口幅・かごの大きさ		80cm・W1.4mD1.35m	—									
	乗降ロビー		1.5m以上*1.5m以上	—									
	音声による昇降方向通報		要	—									
	戸開閉自動装置		要(内部到着階要)	—									
	手すり		左右両面	—									
	一般用ボタン		点字表示(内外)	—									
	車イス使用者ボタン		外部要	—									
	車イス使用者ボタン		内部左右両面	—									
	国際シンボルマーク		要	—									
	鏡		要	—									
	建物側誘導ブロック		—	要									
	扉にガラス窓		—	要									

ユニバーサルデザインの7原則

	調査項目	有無	府条例整備基準	府条例誘導基準	現況	公平	自由	簡単	理解	安全	楽	大きさ	備考
8 誘導ブロック	誘導ブロック		—	—									
	有効性(計画性)												
	連続性												
	コントラスト		コントラスト	黄色	ブロック色() 背景色()								
9 交差点	駐輪禁止PRシート												
	信号												
	音声		—	○	聞き取りやすさ								
	横断歩道の長さ				m								
10 路線バス・バス停	段差		2cm以下	—									
	低床バス		—	—									
	超低床リフトつきバス		—	—									
	バス停		—	—									
11 公衆TEL	屋根		—	—									
	運行状況表示つき案内版		—	—									
	ベンチ		—	—									
	公衆TEL												
12 その他施設	高さの低いもの		—	1/3台以上必要									
	メモ台		—	カウンター									
	傘、杖立て												
	公衆便所				清潔さ・場所								
	多目的トイレ				清潔さ・場所								
	ベビーシート				清潔さ・場所								
	ベビールーム				清潔さ・場所								
	オブジェ等(楽しませるもの)												
	自動販売機												
	その他工夫されたもの				高さの低いもの								

UD7原則からみた歩道等空間『キーワード』

	UD7原則(熊本県UD21ネット等による)	歩道等空間『キーワード』
UD原則1 〔定義〕	誰にでも公平に利用できること 誰にでも利用できるに作られており、かつ容易に 入手できること。	誰もが同じルートを通ることができること。 
〔項目〕	公平な利用 →	・高低さがあっても、同じルートで通れる工夫 ・遠回りしなくてよい動線計画 ・自転車・車椅子も通れる工夫
UD原則2 〔定義〕	使う上で自由度が高いこと 使う人のさまざまな好みや能力に合うように作ら れていること。	楽しさがあり、違和感なく利用できること。 
〔項目〕	利用における柔軟性 →	・ゆっくり楽しんで通行・利用したくなる工夫 ・舗装等による通りたくなるさりげない工夫 ・障害物等を小さくするさりげない工夫 例) 車止めの代わりに植栽
UD原則3 〔定義〕	使い方が簡単ですぐにわかること。 使う人の経験や知識、言語能力、集中力に関係 なく、使い方がわかりやすく作られていること。	ルール、説明が簡単にわかること 
〔項目〕	単純で直感的な利用 →	・直感的に理解できるサイン ・道に迷わず目的地にたどりつける工夫 ・勘違いせず理解できるサイン
UD原則4 〔定義〕	必要な情報がすぐに理解できること 使用状況や、使う人の視覚、聴覚などの感覚能力 に関係なく、必要な情報が効果的に伝わるように作 られていること。	必要な情報がすぐに理解できること情報 
〔項目〕	わかりやすい情報 →	・サイン等によるわかり易い情報伝達 ・効率よく情報を伝える工夫 ・信号等を見落とさない工夫 ・サインを見つけやすい工夫
UD原則5 〔定義〕	うっかりミスや危険につながらないデザインであること ついうっかりしたり、意図しない行動が、危険や思わ ぬ結果につながらないように作られていること。	うっかりしていても事故につながらないこと。 
〔項目〕	間違いに対する寛大さ →	・障害物等をなくし見通しを良くする工夫 ・滑りにくい舗装等の仕上げ ・転落、転倒防止 ・車道等への進入注意を促し交通事故防止
UD原則6 〔定義〕	無理な姿勢をとることなく少ない力でも楽に使用できる 効率よく、気持ちよく、疲れないで使えるようにするこ と。	体に負担が少なく楽に通ることができること 
〔項目〕	身体的負担を少なく →	・体の負担を少なくする為に、スロープ等の設置 ・横断縦断勾配をなるべく0に近づける工夫 ・不必要な凹凸をなくす工夫
UD原則7 〔定義〕	アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること どんな体格や姿勢、移動能力の人にも、アクセスし やすく、操作がしやすいスペースや大きさにすること。	利用しやすい幅員と大きさを確保すること 
〔項目〕	接近や利用のための大きさと広さ →	・楽に操作できる押しボタン等の設置 ・サイン等が楽にみえる高さの工夫 ・車椅子の対面通行可となる幅員確保の工夫 例) 緑石上に車止めのをのせる

屋外 チェックリスト		市		No		ルート	
部位	玄関位置の判り易さ ルートの判り易さ 距離 仕上材料 歩車分離 高低差 小さな段差・溝 有無 色彩 素材 ルート設定 有無 位置の判り易さ 仕上材料 巾 勾配 手すり(段数) 段差・溝 有無 仕上材料 巾 蹴上げ、踏み面 段差の判り易さ 回り階段・斜行 判り易さ 触知 音・光による案内 身障者用判り易さ 距離 仕上げ 塵根	バリアフリー	ユニバーサル	コメント			
アブローチ							
点字ブロック							
スロープ							
階段・段差							
サイン							
駐車場							
コメント							

屋内 チェックリスト		市		No		ルート	
部位	ドア種別 内外の仕上材料 巾 数 入・出分離 高低差 小さな段差・溝 仕上材料 高低差 小さな段差・溝 階段の判り易さ エレベーターの判り易さ 有無 色彩 素材 ルート設定 有無 位置の判り易さ 仕上材料 巾 勾配 手すり(段数) 有無 仕上材料 巾 蹴上げ、踏み面 段差の判り易さ 回り階段・斜行 案内板有無 位置の判り易さ 触知 音・光による案内	バリアフリー	ユニバーサル	コメント			
出入り口							
ロビー・廊下							
点字ブロック							
スロープ							
階段・段差							
サイン							
コメント							

使用		コメント	
子連れ	ベビーカー 抱っこ		
妊婦			
幼児			
高齢者			
肢体不自由者	車イス 電動車イス 電動カート 買い物カート 杖 全盲 弱視		
視覚障害者			
聴覚障害者			
外国人			
コメント			

	新 旧	タ イ プ 別	屋外															屋内							
			ア プ ロ ー チ			誘 導 ブ ロ ッ ク					ス ロ ー プ				階 段	身 障 駐 車 場	そ の 他	出 入 口	誘 導 ブ ロ ッ ク	案 内 板					
			歩 車 分 離	敷 地 高 低 差	建 物 高 低 差	問 題 あ り	通 り か ら	色 調	障 害 物	メ ン テ レ	と ぎ れ	配 置	二 段 手 す り	手 す り な し	問 題 あ り	段 鼻 の 色 分 テ	メ ン テ	雨 天 時	身 障 ベ ル	盲 動 鈴	問 題 あ り	色 調	ル ー ト 設 定	わ か り 易 さ	使 知 以 上
AA自治体	新	1	○	小	無		○	○				—	—	—	—	—	×				○	○	○	○	
AB自治体	新	1	○	小	無		○	○				—	—	—	—	—	○				○	○	○	○	
AC自治体	新	1	○	小	無		○	×				—	—	—	—	—	×	○			×	○	×	×	
AD自治体	新	1	○	小	無		○	○	●			—	—	—	—	—	○		○		×	△	○	×	
AE自治体		1	○	小	大		○	△		●		○			○	△	×				×	△	△	×	
AF自治体		1	○	小	大	●	○	△				×		●	×		×	○			×	×	△	×	
AG自治体		1	×	小	大	●	○	○		●	×	○			○		×	○		●	○	○	○	×	
AH自治体		1	×	小	小	●	×	○			△		×		—	—	×			●	○	○	○	×	
AI自治体		1	○	小	小		○	○			△	○			×		×				×	○	○	×	
AJ自治体		1	○	小	中		○	○		●	●	△		●	×		×				○	○	○	×	
AK自治体		1	×	大	大	●	—	—	—	—	—	○	○		×		—	×			—	—	○	×	
AL自治体		1	○	小	大		○	◎				○	○		×		×				○	○	×	×	
AM自治体		1	△	大	無	●	×	○				—	—	—	—	—	○				○	○	○	○	
AN自治体		1	△	小	無		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	×				—	—	○	×	
AO自治体		1	○	中	無		○	○	●		●	—	—	—	—	—	×		○		○	×	×	○	
AP自治体		1	△	小	無		○	○		●		—	—	—	—	—	×				—	—	○	×	
AQ自治体	新	2	○	小	無		○	○				—	—	—	—	—	○	—	—		×	×	×	×	
AR自治体		2	○	小	中		○	○				○			○		◎		○		○	△	○	×	
AS自治体		2	○	小	大		○	○				○			×		×				—	—	×	×	
AT自治体		2	×	小	大	●	—	—	—	—	—	○			×		×				○	△	△	×	
AU自治体		2	○	大	中		○	×				○			×		△				○	△	×	×	
AV自治体		2	○	小	中		○	○				○			×		×				○	○	—	—	
AW自治体		2	×	小	小	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	×				—	—	×	×	
AX自治体		2	○	小	無		○	○				—	—	—	—	—	○		○		△	△	○	×	
AY自治体		2	○	小	無		×	○				—	—	—	—	—	×				○	×	○	×	
AZ自治体	新	3	○	小	無		○	○				—	—	—	—	—	—				○	○	×	×	
BA自治体	新	3	○	小	中		○	×				○			○		○		○		×	○	○	○	
BB自治体	新	3	○	小	無		○	○		●		—	—	—	—	—	×				○	△	○	△	
BC自治体		3	○	小	大	●	○	○				×			×		—		●		—	—	○	×	
BD自治体		3	○	小	中		×	○				△			○	●	—				○	△	△	×	
BE自治体		3	○	小	大		○	○				○			×		×				○	○	×	×	
BF自治体		3	○	小	大		○	○				—	—	—	—	×		×		○		○	△	○	×
BG自治体		3	○	小	無		○	○				—	—	—	—	—	●			●	○	△	×	×	
BH自治体	新	4	×	小	無		○	○				—	—	—	—	—	×		○	△	○	△	×	×	
BI自治体		4	○	大	大	●	○	○		●	○				—	—	×				○	○	○	×	
BJ自治体		4	×	小	小	●	×	○				—	—	—	—	—	×				—	—	—	—	
BK自治体		4	○	小	小		○	×				△			—	—	○			●	×	◎	○	○	
BL自治体		4	○	小	大		○	×	●		●	△			×		×	○		●	○	△	×	×	
BM自治体		4	×	小	中	●	×	○				△			×		×				○	×	○	×	
BN自治体		4	○	小	小		○	○				○		●	×		×			●	○	○	○	×	
BO自治体		4	×	小	中		×	○				○			×		—				○	○	○	×	
BP自治体		4	△	小	中	●	×	○				○		×	×		×				○	×	×	×	
BQ自治体		4	○	小	無		○	○		●		—	—	—	—	—	△				○	○	△	×	
BR自治体		4	○	小	中		○	○				○			×		×		○		○	○	○	×	
凡例	新旧		新 - 平成になってから建築されたもの 旧 - 昭和に建築されたもの																						
	敷地高低差		大 - メイン道路と玄関の高低差が1m以上の戸舎 中 - 50cm～1m 小 - 50cm以下																						
	建物高低差		大 - 玄関と敷地の高低差が75cm以上の戸舎 中 - 20cm～75cm 小 - 0cm～20cm 無 - 0cm																						
	上記以外		◎ - 良く出来ている ○ - 出来ている △ - 問題あるが一応良し																						
			● - 問題あり × - 出来ていない — - 該当なし																						

表 1 サインの種類

種類	特徴
記名サイン	事物の名称を示して他と識別させる機能
誘導サイン	目的事物への方向を示す機能
案内サイン	事物の所在と相互関係の全体を示す機能
説明サイン	管理者の意図や事物の案内を示す機能
規制サイン	安全や秩序を保つための行動を促す機能

出典：日本建築学会編「建築設計資料集成 10」

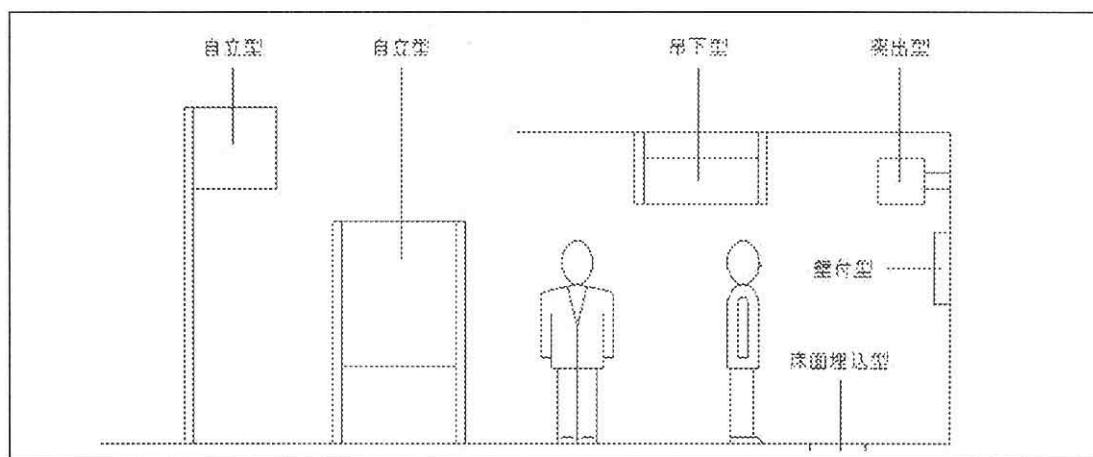


図 1 サインの設置形態

出典：「ユニバーサルデザインを活かした建築設計」

静岡県都市住宅部・公共建築におけるユニバーサルデザイン研究会

広報紙等に関するアンケート調査

市町村名	
所属名	
記入者名	
電話番号	
ファックス番号	
E-mail	

以下について、該当する項目の□にチェックを入れ、_____と に記入してください。

1. 発行回数等について

① 広報紙は月に何回発行していますか。(また、定期発行の時、発行日はいつですか)

- ☐ 月 1 回 (毎月 _____ 日に発行)
☐ 月 2 回 (毎月 _____ 日と _____ 日に発行)
☐ 不定期発行 (_____)
☐ その他 (_____)

② 広報紙の位置づけを教えてください。(例えば、行政情報の提供・住民とのコミュニケーション・有益情報の提供の場など)

③ 発行部数 (印刷部数) は何部ですか。

④ 発行した広報紙のうち、全戸配付部数は何部ですか。

部

⑤ 全戸配付の方法はどうしていますか。

部

⑥ 全戸配付以外の配付先があれば記入してください。

⑦ (市民の利用に供する) 公共施設で広報紙を配付していますか。

- ☐ 全ての公共施設で配付している
☐ 一部(施設管理者が希望してきた) 公共施設で配付している
☐ 一部(広報紙担当課から依頼した) 公共施設で配付している
☐ その他 ()

2. 情報収集について

① 行政情報について

・ 広報紙に掲載している行政情報はどのような方法で収集していますか。

- ☐ 広報紙担当課が必要な情報を指定して情報提供を求め、掲載している
☐ 各課より提出された情報のみ掲載している
☐ 広報紙担当課が必要な情報を指定して情報提供を求めたものと、各課より提出された情報の両方を掲載している
☐ その他 ()

② その他の情報について

・ 広報紙に行政情報以外の情報を掲載している場合、どのように情報収集をしていますか。

- ☐ 広報紙担当課が取材をして掲載している
☐ 市民(市民団体)から提供を受け掲載している
☐ 新聞等からの転載をしている
☐ その他 ()

3. 情報作成・編集について

① 広報紙作成・編集時にわかりやすい紙面づくりに対して配慮していることがあれば記入してください。(例えば、文字の大きさ、色使い、表現、レイアウトなど)

② 広報紙作成・編集時に高齢者・障害者・在日外国人など情報を受け取るのにハンディキャップがある住民に対して配慮していることがあれば記入してください。(例えば、文字の大きさ、色使い、表現、レイアウトなど)

- ③ 紙面づくりの段階で、提供された情報を掲載する優先順位を決めるルールづくりをしていますか。

- ④ 掲載を規制する情報にはどのようなものがありますか。

- ⑤ 紙面の関係で掲載できなかった情報の取り扱いはどうしていますか。

- ⑥ 編集に客観性・公平性を確保するためのシステム（関係の部課長による、あるいは市民参加等による第三者機関の合意機関等）の有無。

☐ 有 ☐ 無

* 「有」の場合

- ・ 名称とその構成員 _____
- ・ 開催の時期 _____
- ・ その他参考事項 _____

4. 情報受発信について

- ① 広報紙の発信ツールは何を利用していますか。

- ☐ 紙媒体
- ☐ インターネットホームページ
- ☐ 携帯端末
- ☐ その他（ _____ ）

② 広報紙への意見収集をしていますか。

☐ している ☐ していない

☐ その他（

）

③ 意見収集をしている場合、その方法を記入してください。

④ 意見収集をしている場合、その活かし方はどうしていますか。

5. その他

① 広報紙を発行する時、人権に関するどのような配慮をされていますか。

② その他情報発信に関するご意見があればご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

視察報告編

視察報告編目次

1. 山口県きらら博覧会・福岡県アクロス福岡編

(1-1-1) 視察概要	報告編	1
①視察日程	報告編	1
②視察参加者	報告編	1
③視察テーマ	報告編	1
(I) ユニバーサルデザインを取り入れた施設整備の視察	報告編	1
(II) 官民複合施設の運営形態について	報告編	1
④視察場所	報告編	1
(I) 山口県きらら博覧会会場	報告編	1
(II) アクロス福岡	報告編	1
⑤視察目的	報告編	1
(I) 山口県きらら博覧会会場	報告編	1
(II) アクロス福岡	報告編	1
(1-1-2) 視察報告	報告編	1
①山口県きらら博	報告編	1
(I) 山口県阿知須町の概要	報告編	1
(II) きらら博について	報告編	2
(III) 視察後の感想	報告編	5
②アクロス福岡	報告編	5
(I) アクロス福岡について	報告編	5
(II) 視察後の感想	報告編	7

2. 秋田県鷹巣町編

(2-1-1) 視察概要	報告編	8
①視察日程	報告編	8
②視察参加者	報告編	8
③視察テーマ	報告編	8
(I) 住民参画のまちづくりの実態について	報告編	8
(II) 「歩いて暮らせるまちづくり」における住民ワークショップについて	報告編	8
(III) 「町営住宅高野尻団地改築」における住民ワーキンググループについて	報告編	8
④視察場所とその内容	報告編	8
(I) 鷹巣町役場	報告編	8
(II) ケアタウンたかのす（在宅複合型総合福祉施設）	報告編	8
(III) げんきワールド	報告編	8
(IV) サテライトステーションつづれこ	報告編	8
(2-1-2) 鷹巣町の概要	報告編	9

① 鷹巣町の概要	報告編	9
（2-2-1）視察内容：鷹巣町のまちづくり	報告編	10
①住民参画のまちづくりの実態について	報告編	10
②「歩いて暮らせるまちづくり」における住民ワークショップについて	報告編	10
（Ⅰ）「歩いて暮らせるまちづくり」と鷹巣町の取り組み	報告編	10
（Ⅱ）取り組みの形態：ワークショップ方式とは	報告編	11
（Ⅲ）議論から生まれたもの	報告編	11
（Ⅳ）ワークショップ参加者からのヒアリング	報告編	12
③「町営住宅高野尻団地改築」における住民ワーキンググループについて	報告編	13
（Ⅰ）「町営住宅高野尻団地」について	報告編	13
④鷹巣町から学ぶこと	報告編	14
（Ⅰ）福祉のまちを目指して	報告編	14
（2-2-2）視察のまとめにかえて～住民参画による福祉のまちづくり～	報告編	15
（2-3-1）施設紹介	報告編	15
①ケアタウンたかのす（在宅複合型総合福祉施設）	報告編	15
②げんきワールド（介護保険と健康に関する相談窓口）	報告編	18
③サテライトステーションつづれこ （デイサービスセンター・自治会館と併設）	報告編	19

3. 東京都文京区役所・東京都営地下鉄 大江戸線編

（3-1-1）視察概要	報告編	21
①視察日程	報告編	21
②視察参加者	報告編	21
③視察テーマ	報告編	21
④視察場所	報告編	21
（Ⅰ）東京都文京区役所（文京シビックセンター）	報告編	21
（Ⅱ）東京都営地下鉄大江戸線	報告編	21
（3-1-2）視察報告	報告編	21
①文京区	報告編	21
（Ⅰ）文京区概要	報告編	21
（Ⅱ）文京シビックセンター概要	報告編	22
（Ⅲ）文京シビックセンターサイン計画における留意点	報告編	22
（Ⅳ）特徴及び感想	報告編	23
②東京都営地下鉄 大江戸線	報告編	25
（Ⅰ）東京都営地下鉄 大江戸線概要	報告編	25
（Ⅱ）特徴及び感想	報告編	26
（3-2-1）まとめ	報告編	28

4. 神奈川県横浜市・東京都世田谷区編

（4-1-1）視察概要	報告編	29
-------------	-----	----

①視察日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	報告編	29
②視察参加者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	報告編	29
③視察テーマ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	報告編	29
④視察場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	報告編	29
（Ⅰ）横浜市道路局建設部南部建設課・・・・・・・・	報告編	29
（Ⅱ）横浜市福祉局福祉のまちづくり課・・・・・・・・	報告編	29
（Ⅲ）世田谷区都市整備部都市環境課・・・・・・・・	報告編	29
⑤視察目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	報告編	29
（Ⅰ）横浜市道路局建設部南部建設課・・・・・・・・	報告編	29
（Ⅱ）横浜市福祉局福祉のまちづくり課・・・・・・・・	報告編	29
（Ⅲ）世田谷区都市整備部都市環境課・・・・・・・・	報告編	29
（4－1－2）視察報告・・・・・・・・・・・・・・・・	報告編	29
①横浜市道路局建設部南部建設課・・・・・・・・	報告編	29
（Ⅰ）事業概要・・・・・・・・・・・・・・・・	報告編	29
（Ⅱ）特色及び感想・・・・・・・・・・・・・・・・	報告編	30
②横浜市福祉局福祉のまちづくり課・・・・・・・・	報告編	32
（Ⅰ）横浜市の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	報告編	32
（Ⅱ）横浜市の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・	報告編	32
（Ⅲ）横浜市福祉のまちづくり推進指針の構成・・・・・・・・	報告編	32
（Ⅳ）横浜市福祉のまちづくり推進指針ができるまで・・・・・・・・	報告編	33
（Ⅴ）その他・・・・・・・・・・・・・・・・	報告編	33
③世田谷区都市整備部都市環境課・・・・・・・・	報告編	33
（Ⅰ）世田谷区の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	報告編	33
（Ⅱ）世田谷区の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・	報告編	33
（Ⅲ）推進地区整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・	報告編	34
（Ⅳ）福祉的環境整備補助金交付要綱・・・・・・・・	報告編	34
（Ⅴ）世田谷区の取り組み方の独自性・・・・・・・・	報告編	34
（Ⅵ）梅ヶ丘駅周辺的事例紹介・・・・・・・・	報告編	35
（4－2－1）考察・・・・・・・・・・・・・・・・	報告編	35

1. 山口県きらら博覧会・福岡県アクロス福岡編

(1-1-1) 視察概要

①視察日程

2001年(平成13年) 9月20日(木)～21日(金)

②視察参加者

花田 陽・比留間 浩之・河合 英樹・田中 直人

③視察テーマ

(Ⅰ) ユニバーサルデザインを取り入れた施設整備の視察

(Ⅱ) 官民複合施設の運営形態について

④視察場所

(Ⅰ) 山口県きらら博覧会会場(山口県阿知須町きらら浜)

(Ⅱ) アクロス福岡(福岡県福岡市中央区天神1-1-1)

⑤視察目的

(Ⅰ) 山口県きらら博覧会会場

本研究の指導助言者の田中先生が計画段階から助言を行い、ユニバーサルデザインの考え方を多く提案された。その会場を見て、ユニバーサルデザインがどのように実践されているかを視察する。

(Ⅱ) アクロス福岡

第3セクターでの共有施設の管理運営形態についてユニバーサルデザインの視点から、現地管理者へのヒアリングと現場状況の視察、利用者の意見収集を行った。

(1-1-2) 視察報告

①山口県きらら博

(Ⅰ) 山口県阿知須町の概要

阿知須町は、山口県の瀬戸内海側のほぼ中央に位置しており、東は周防灘に面し、北は山口市、南及び西は宇部市と接している。

町の中心部から宇部市中心部まで直線距離で12.5キロメートル、山口市中心部まで22キロメートルの距離にある。

面積は25.49平方キロメートルで、幅は東西がおよそ7.5キロメートル、南北がおよそ4キロメートルで、外形は平方四辺形に近い。町の中心部を井関川が、山口市との境界付近を土路石川が西から東へ流れており、この両河川に挟まれた臨海部には2.86平方キロメートルの面積を持つきらら浜区(阿知須干拓地：博覧会場はここにある)がある。

気候は、年間を通じて温暖寡雨の瀬戸内型気候である。沿岸部から内陸部にかけて緩やかな丘陵地をなし、人口は東部に集中しており、西部の丘陵地帯は池沼が点在し、西日本有数のゴルフ場と観光果樹園などがあり、レクリエーション機能の集中する地域として発展が期待されている。

町の中心部からJR小郡駅まで10キロメートル、山口宇部空港まで12キロメートル、中国自動車道小郡インターまで15キロメートル、山陽自動車道山口南インターまで15キロメートル、山陽自動車道宇部下関線と連結した山口宇部有料道路阿知須インターまで

3キロメートルの距離にあり、町内にはJR宇部線の阿知須駅、岩倉駅がある。

また、海運については、地方港湾の山口港があり、開港と植物免疫特定港の指定を受けている。

産業は、かつては第1次産業を主体としたが、都市周辺という立地からベッドタウンとしての機能が発達するとともに、ゴルフ場を代表とするレクリエーション機能や医療機能が充実してきた。

また、平成8年3月に特定商業集積法の認定を受けた第3セクター方式のショッピングセンター「サンパークあじす」がオープンし、小売機能が大幅に強化された。

平成8年事業所統計による町の事業所数は、第1次産業が0.5%、第2次産業が18.6%、第3次産業が80.9%の割合で、産業別従業者数でも第3次産業が81.6%を占めており、サンパークあじす、総合病院、ゴルフ場など、小売、サービス業を中心とした第3次産業のウエイトがかなり高い構造になっている。

第1次産業は、農業は専業農家が少なく、事業者は高齢化している。漁業も高齢化による事業者の減少が進んでいる。第2次産業は、事業所数は横ばいだが従業員数は減少している。

また、第3次産業は、都市周辺という立地と交通アクセスの良さから発展しており、さらにスポーツ交流ゾーンの整備や西部丘陵地域のレクリエーション機能の充実が見込めることなどから、今後も町の産業の中心としての展開が期待される。

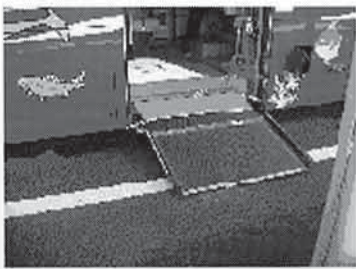
(Ⅱ) きらら博について

開催期間	2001年(平成13年)7月14日～9月30日(79日間)
会场面積	会場約38ヘクタール　駐車場約25ヘクタール

新幹線小郡駅よりシャトルバスに乗り、約10分で会場に到着した。そのシャトルバスが低床バスで、運転手さんをお願いして車椅子用の昇降口を降ろしてもらった。話を聞くと車椅子の乗客は少なくなく、結構利用されているそうである。それも言い換えれば、車椅子使用者にとっても快適で、よく整備された会場という証なのか。

また当初から、博覧会終了後はパビリオン等を解体して、残りのサッカー場を建設し、中心部の多目的ドーム等の施設と共に、現会場全体を自然共生型のユニバーサルデザインを導入したスポーツ公園として整備する計画になっている。

跡地利用も考えた博覧会場の整備という視点も加え、以下に会場内の整備手法について写真とともに紹介する。



スロープ付き低床バスのスロープ



入場門を入ってすぐにあるサービス棟



サービス棟にある託児室



入場してすぐにある総合案内所
屋根に大きな看板があり遠くからでもわかりやすい



砂利側溝で色調と足の感触で何かあることを知らせる



車椅子に乗ったまま水と接すること
のできる池



車椅子が入るように下部を凹ませて
ある



大きなサイン 色も目立つように